

令和元年12月 仙台市文化財保護審議会 会議録

- 1 開催日 令和元年12月5日(木)
- 2 開会及び
閉会の時刻 10時30分開会 12時00分閉会
- 3 開催場所 仙台市役所上杉分庁舎 2階第2会議室
- 4 出席委員氏名 深澤百合子会長、佐々木理副会長、笠原信男委員、
菊地崇良委員、佐治ゆかり委員、近澤裕子委員、
馬場たまき委員、牧 雅之委員
- 5 事務局職員 佐藤生涯学習部長、長島文化財課長、長谷川管理係長、
佐藤整備活用係長、荒井調査指導係長、平間調査調整係長、
鈴木仙台城史跡調査室長
- 6 会議の次第
 1. 開会
 2. 会長あいさつ
 3. 議事録署名人指名
 4. 審議事項
 - ①文化財指定の諮問について (資料1)
 5. 報告事項
 - ①台風19号ほかによる市内文化財等の被害状況 (資料2)
 - ②その他 (資料3・4)
 6. 閉会
- 7 傍聴者 1名

8 会議の概要

審議事項

①文化財指定の諮問について

○文化財課長より、資料1にもとづき説明し、担当係員より補足説明を行った。

本件について、委員より以下の質問・意見があった。

1) 分類項目の「手芸」という用語は、実際の資料に現れているか、との質問があった。

・この質問に対し、「部分縫い」の語はあるが、「手芸」はなかったと回答した。

・この回答に対し、「手芸」の語は色々な概念が含まれる重要な言葉であるため、分類にあたって選択する用語としてはナイーブに捉えるべきであるとの意見があった。

2) それまで個人の中の個別的・経験的・身体的技術であったものを、顕在化し、集大成した資料群として技術的に評価できる。また製作過程を技術論として展開し、要点を押さえた資料群である点は重要である。さらには伝授の仕方についても師匠と弟子という形から、いわゆる掛物を用いた集団教授のスタイルになったことを示しており、教育史の側面からも重要である。これらは年代を追うことができる個人の事例の集積であり、様々な研究分野からのアプローチが可能である資料と思われ、仙台市内にとどまらず貴重なものである、との意見があった。

3) 有形文化財（歴史資料）として平成23年に朴沢学園裁縫教育資料が指定されており、今回、朴沢学園裁縫教育資料（学習資料）として指定するとすれば、ある程度同種の資料を別に指定する形となる。考え方として、平成23年指定の文化財と合わせた指定として名称を変更する方法もあると思うが、別々に指定する方向とした基本的な考え方を確認したい、との質問があった。

この質問に対し、以下のように回答した。

・平成23年の指定時には、他にも調査の必要性がある資料の存在がわかっていた。その資料について国の指導を受けながら調査を実施し、新たな分類等を行った経緯があったことから、別に指定する方向を考えたもの。また平成23年指定の資料は学校に直接的に伝来した、教える側が使った資料であり、今回諮問した資料は生徒が作り、保管していたものがコレクション化された、教えられた側の資料という考え方をしている。双方がそろうことで同学園の裁縫教育過程を示すものではあるが、伝来の経緯や使用していた主体等を考慮し、大きく二分した方がそれぞれの資料群の特徴がよく示されるのではないかと考えている。

4) 明治10年代から昭和30年代の資料ということだが、個々の資料についてある程度年代が判明するか。言ってみれば明治の裁縫教育と、例えば戦後の裁縫教育の違い等が、この資料群からある程度判明するのか、との質問があり、以下のように回答した。

・資料1-5に、資料作成者の卒業年次を示している。こうした資料のまとまりに基づいて見

れば、罫引や裁切は戦前までしか使われていなかったらしい、といったことなどを読み取ることもできるが、今の段階で個別の資料について年代を判断できる所までは至っていない。

- ・この回答に対し、委員より追加質問として、寄贈者がわかる資料であれば、ある程度の年代をたどることができる状態か、と問われた。

- ・基本的には寄贈時の台帳と卒業者名簿から、資料作成者の卒業年が判明する資料群である。ただし、1点1点の資料の実年代を厳密に判断できる例は非常に少ない、と回答した。

- ・事務局より、今回諮問している資料群についての報告書を刊行していることから、今後多方面からの研究によって評価が定まっていくものと考えられる、と補足説明を行った。

5) 今回別に指定をすることに関しては良いと思うが、今後も別な方から同種の資料が学園に寄贈された場合の対応と、今後の公開等活用の方針について確認したい、との質問があり、次のように回答した。

- ・所有者に対し、保存環境等についてアドバイスのような形で申し入れをしており、また今後の展示等活用面までを含めた提案なども行っている。所有者側でそうした方面での整理が進み、必要な体制ができれば、これからも寄贈資料の積極的な受け入れについて対応いただけるのではないかと期待している。

- ・委員より追加質問として、今後の寄贈については所有者の判断で受け入れを決めるとして、そうした資料の追加指定についてはどのような手続きになるのか、と問われた。

- ・追加資料については、一般論としては個別に検討することになると考える、と回答した。

6) 資料1-6の、平成23年の文化財指定理由書では、生徒が作成したと思われる「課題研究提出物」も内容として含んでいる。またその際の説明文には、包括的な資料であると記されている。これに対し、今回の諮問理由書では、備考欄に平成23年の資料と合わせると全体像を知ることができる、と書かれているものの、説明の本文中にはそうした内容が記されていない。ここまで質問があった、資料群をなぜ二つに分ける必要があるのか、という理由が明確に示されていないのではないかと。その理由が明確でなければ、今後の寄贈資料の追加指定等に対する判断基準も明確にならないと思われ、説明として不足しているように感じられる。前の指定資料に対し、なぜ今回の資料群を別に指定する必要があるのか、という部分の説明を加えていただきたい、との意見があった。

- ・この意見に対し、これまでの経緯を含めて整理し、考えさせていただきたいと回答した。

○ここまでの審議内容を踏まえ、事務局では指定理由の調整を行うこと、また調整結果の確認は会長・副会長へ一任することについて了承された。

5. 報告事項

①台風 19 号ほかによる市内文化財等の被害状況

○文化財課長および仙台城史跡調査室長より、資料 2 にもとづき説明を行った。

○委員より、仙台城跡本丸の東側崖面は、東日本大震災の際にも崩落しており、今回も崩れた。今後も中長期的にはき損していくと思われるが、それについて関係部局とどのように調整しているのか。また、該当箇所には生育している樹木があることによって遺跡が守られるのか、守られないのかなど、そうした分析は誰が担当しているのか確認したい、との質問があった。

・この質問に対し、今回崩れた部分は史跡であるが、建設局青葉山公園整備室が維持管理等を行っており、同室と協議のうえ修繕や工事の方法等を検討していきたい。また、全体としても基本的には青葉山公園整備室と協議することとなるが、文化財課としても仙台城跡の整備基本計画を策定するうえで整備のあり方について十分検討していきたい、と回答した。

②その他

○文化財課長より、資料 3、4 にもとづいて説明。